

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	第1回 川西市行政不服審査会		
事務局 (担当課)	総務部 情報政策室 内線(2332)		
開催日時	平成28年7月5日(火) 午後6時から午後6時30分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	安達委員、細川委員、丸山委員	
	その他	大塩市長 審理員:阿部総務課長、総務課主査 熊井	
	事務局	大森総務部長、木村情報政策室長 情報政策室副主幹 足立、情報政策室主任 越智	
傍聴の可否予定	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由			
会議次第	1 開会 2 委員の委嘱について 3 会長及び副会長の選出 4 行政不服審査会の運営について 5 閉会		
会議結果	会長には細川委員、副会長には丸山委員が選出された。 行政不服審査会の運営について説明が行われた。		

審 議 経 過

(No.1)

事 務 局	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から「第1回川西市行政不服審査会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、また夜分にもかかわらず、川西市行政不服審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は当審査会の発足後で初めての会議となりますことから、会長が決まりますまでの間、進行役を務めさせていただきます情報政策室の足立でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、大塩市長よりごあいさつを申し上げます。</p> <p><市長 あいさつ></p>
事 務 局	<p>続きまして、本審査会委員の委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>お配りしている名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願いまして、大塩市長より、委嘱状の交付を受けていただきます。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p><市長 委嘱状交付></p> <p><市長 退席></p>
事 務 局	<p>次に、平成31年3月31日までの3年間わたくしお世話になります委員の皆さまの初めてのお顔あわせとなりますので、ここで、委員の皆さまから、簡単で結構ですので自己紹介をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お配りしております名簿の順に「安達委員」からお願いいたします。</p> <p><各委員 自己紹介></p>
事 務 局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、この場をお借りし、事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。大森部長より、順にお願いいたします。</p> <p><各事務局職員 自己紹介></p>
事 務 局	<p>続きまして、審理員をつとめます総務課の職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>阿部課長より、順にお願いいたします。</p>

審 議 経 過

(No.2)

事務局	<p>< 審理員・審理員補佐 自己紹介 ></p> <p>それでは、お手元のレジュメに挙げております協議事項の1番目、当審査会の会長及び副会長の選出を行って参りたいと存じます。</p> <p>川西市行政不服審査会条例の規定に基づきまして、会長は本審査会の会務を総理し、また、副会長は会長を補佐し、会長が欠けた場合の職務代理を行っていただくこととなります。</p> <p>まずは会長の選出につきましてですが、同条例の第4条第1項の規定により、「委員の互選によりこれを定める」こととされていますので、委員の皆さまにご意見をお伺いしたいと存じます。</p> <p>本日が初めての顔合わせでもございますので、なかなか難しいとは思いますが、ご意見等がないようでしたら、「会長及び副会長につきましては、事務局から推薦させていただいたうえ、ご承認を得たいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>< (異議なしの声) ></p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、事務局の方からご提案させていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、会長には「細川敦史委員」、また、副会長には「丸山敦裕委員」をご推薦させていただきますが、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>< (異議なしの声) ></p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、委員の皆様にご承認いただきましたので、会長を細川敦史委員に、副会長を丸山敦裕委員にお引き受けいただくことといたします。</p> <p>細川委員、恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。</p> <p>< 細川会長、会長席へ移動 ></p>
事務局	<p>それでは、以後の審査会の進行は、会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、どうぞよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>このたび会長をさせていただくことになりました、細川敦史でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。</p> <p>それでは、本日のレジュメにあります、2番目の協議事項に入ります前に「会議公開及び会議の傍聴」についてご確認いただく必要があります。</p> <p>お手元に配付しております「川西市行政不服審査会公開要綱(案)」及び「川西市行政不</p>

審 議 経 過

(No.3)

事務局	<p>服審査会の会議公開に係る傍聴要領(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>。 </p> <p>それでは、ご説明申しあげますが、一点、申し訳ありませんが資料に訂正がございます。お手元の資料のうち、川西市行政不服審議会の会議公開に係る傍聴要領(案)について、本来「審査」となっているべきところが「審議」となっておりますので、審査に訂正をいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料、「川西市行政不服審査会公開要綱(案)」をご覧ください。</p> <p>当審査会は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条に規定する付属機関等に該当し、市は付属機関等の会議を公開することと規定されております。</p> <p>つきましては、法令等に規定があるものを除き、会議の公開が義務づけられておりますことから、川西市行政不服審査会公開要綱(案)」におきまして、付属機関等の設置状況をはじめ、会議の開催日時等を公開する旨について、規定しております。</p> <p>また、会議録については、発言要旨を事務局でまとめ、各委員の発言については名前を伏せることとし、また、その承認については、会長の承認で行うことを想定しております。</p> <p>続きまして、傍聴要領(案)についてでございます。お手元の資料、「川西市行政不服審査会の会議公開に係る傍聴要領(案)」をご覧ください。</p> <p>ここでは会議に係る傍聴手続きをはじめ、傍聴に関する必要な事項を規定しております。</p> <p>。 </p> <p>以上、ざっぱくではございますが、会議公開、会議の傍聴に関する説明とさせていただきます。恐れ入りますが、詳しくはお手元の資料をご清覧くださいようお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
会 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>会議の公開について、要綱及び要領を定めのとおり扱うこととしてよろしいでしょうか。</p> <p>< (異議なしの声) ></p>
会 長	<p>ありがとうございました。異議の声がございませんでしたので、今後、この要領に沿った運用をお願いし、事務局におかれましては、事務処理等についてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>。 </p>
会 長	<p>それでは、レジュメ2番目の「行政不服審査会について」についてであります。</p> <p>これにつきましては、具体的な説明は事務局の方に行っていただいて、それに対する質疑等があれば、委員の中で意見を出し合ったり、又は事務局の方でお答えいただいたり</p>

審議経過

(No.4)

審理員	<p>、そのような形で進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、まずは事務局に対して、本審査会の概要のご説明を求めます。</p> <p>それでは、事務局に代わりまして私から説明させていただきます。資料をご覧いただきながら説明させていただきたいと考えておりますので、まずは配布しております資料の確認からさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。行政不服審査法の改正により、今年度より、新たに設置されることとなりました、行政不服審査会の役割等をご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、「行政不服審査法」と付されている横向きの資料をご覧ください。この資料を元に、ご説明いたします。内容は、2枚目の目次でございますとおり、「不服申立制度の概要」「改正行政不服審査法のポイント」「審理・審査手続の流れ」の3点でございます。</p> <p>まず、「不服申立制度の概要」についてご説明いたします。恐れ入りますが、左上に「1. 不服申立制度の概要」と記載されているページをご覧ください。</p> <p>「不服申立制度の概要」</p> <p>国の省庁や市役所などの行政庁が行う「処分」に対して国民が不服を抱いた場合、救済を求めるための正式な手段は二つございます。一つが裁判所に対して訴える行政訴訟で、もう一つが行政庁に対して訴える手段、「行政上の不服申立て」です。後者に関する一般法が行政不服審査法であり、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することをその目的としております。</p> <p>不服申立ての対象となるのは、行政庁の全ての処分、法令に基づく申請に対する不作為で、申立てがなされた場合は、その内容は適法か、理由があるか、といったことについて審査し、申立てに対する裁決を行います。</p> <p>以上が不服申立ての概要となりますが、今般、行政不服審査法が全部改正され、制度が抜本的に見直されました。</p> <p>続きまして、「改正行政不服審査法のポイント」についてご説明いたします。</p> <p>左上に「2. 改正行政不服審査法のポイント」と記載されているページをご覧ください。</p> <p>1 まず、資料中段、左側にあります、改正前の手続きについてでございますが、改正前の行政不服審査法におきましては、不服申立ての審理を行う者について規定が存在せず、処分をした課に属する職員が審理手続を主宰し、裁決に関与するということがあり得ました。</p> <p>2 そのため、改正前の行政不服審査法の下での不服申立てについては、審理手続の</p>
-----	--

審議経過

(No.5)

主宰者の第三者性の確保に対する配慮が不十分であるという指摘がかねてよりなされておりました。

3 そこで、右側の改正後の手続きをご覧ください。

改正行政不服審査法により、審理手続の公正性を高めるための方策として、「審理員による審理手続」と「第三者機関である行政不服審査会への諮問手続」が導入されることとなりました。

4 これにより、処分に関与していない職員が審理員として手続きを主宰し、また、審査庁が行う裁決の判断の妥当性を、第三者機関である川西市行政不服審査会がチェックすることで、公正中立性を確保できることとなりました。

最後に「審理・審査手続の流れ」についてご説明いたします。

左上に「3. 審理・審査手続の流れ」と記載されているページをご覧ください。

1 不服申立てがなされれば、審理員は審査請求人、処分庁双方の言い分を聞き、裁決の案となる意見書を作成し、審査庁に提出いたします。そして、審査庁は自身が行う裁決の判断の妥当性を、審査会に審議してもらうため、諮問書を事務局へ提出します。

2 それを受け、事務局では、諮問書・審理員意見書・事件記録の精査を行うなど、審査会の開催に備えます。

3 審査会では、委員の皆様には審査請求に係る制度・事案の把握、審査庁の判断の妥当性の審議、答申の方向性検討などを行っていただきます。

4 次に、審査会后、事務局にて答申の(案)を作成し、審査会と調整の上、答申を完成させ、事務局から審査庁へ答申書を送付いたします。

5 その後市ホームページにて答申の内容を公表し、一連の審理審査手続きは終了となります。

6 ここでは、事例としまして、複数回の審査会を開催していただくケースを想定しておりますが、近年の川西市での不服申立ての状況をみますと、国民健康保険税に関するものが年間に1,2件なされている程度でございます。その内容は「単に税額が高すぎる」「年金生活者が困る」といったものですので、そのようなものであれば、審査会の開催は一度だけになるのではないかと想定してございます。

7 なお、審査会の会議についてでございますが、会議の議長は、会長にさせていただきます。また、委員の過半数(2人以上)の出席がなければ会議を開くことはできません。議事は、出席委員の過半数で決し、同数のときは、議長である会長の決定事項となります。

以上、簡単ではありますが、行政不服審査会の役割についての説明を終了いたします。

会 長

本審査会の概略についての説明を受けた訳ですが、何か質問事項や確認事項などはございますでしょうか。

審議経過

(No.6)

会 長	それでは、私からお聞きしたいのですが、審理員が作成する意見書と諮問書は別のものでしょうか。諮問書はどうやって受け付けるのでしょうか。
審 理 員	審理員は審査請求人と行政庁の意見を受けて意見書を作成します。審査長で審査の方向性を検討し、諮問書を作成します。
会 長	諮問書が最初に出てくるのはどのタイミングですか。
審 理 員	資料3は行政不服審査会で審理、裁決が行われる流れ、実務部分に特化した説明となっています。 審査請求人等とのやり取りの後に、審査会で審理を行う際に、諮問書を元に裁決のための審理を行っていただくこととなります。
委 員	いいですか。 諮問書や審理員意見書、事件記録等を元に審理を行うことになるということですが、事前に資料としていただけるのでしょうか。
審 理 員	はい。
委 員	どのくらい前にもらえるのでしょうか。
審 理 員	事案の内容にもよりますが、案件に応じて審議に十分な時間が確保できるようにお渡しするつもりです。
会 長	それでは次に、レジュメの最後に「3.その他」とございますが、委員の皆さんからは、何かございますでしょうか。 委員の方からは特にないようですが、事務局からは何かございますでしょうか。
事 務 局	事務局からも、その他にご協議いただきたい事項等はありません。 閉会に当たりましては、総務部長から一言ごあいさつさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
会 長	それでは、他にないようでしたら、閉会にあたり部長よりごあいさつをお受けしたいと思います。 <部長 閉会のあいさつ>

審 議 経 過

(No.7)

<p>会 長</p>	<p>以上をもちまして、「第1回川西市行政不服審査会」を閉会いたします。 本日は、どうもありがとうございました。</p>
------------	--